昭和三十九年労働省令第十八号

激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令

法律第百四十六号)第十三条の三及び第四十九条第二項の規定に基づき、並びに失業保険法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第百六十二号)附則第十三条第一項の規定に基づき、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二十五条第二項及び第四項の規定に基づき、並びに同条を実施するため、失業保険法(昭和 を実施するため、激甚災害時における失業保険金の支給の特例に関する省令を次のように定める。 (昭和二十二年 及び同 項

第一条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)第二十五条第二項の確認 休止し、又は廃止した事業所(以下「休廃止事業所」という。)の所在地を管轄する公共職業安定所の長が行なう。 (以下「休業の確認」という。) は、 激甚災害を受けたため、 やむを得ず、 事業を

業者の住所若しくは居所を管轄する公共職業安定所の長又は休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長であつて、第四条第一項又は第九条第一項の規定により雇用保険被保険者休業票 休業の確認を受けた者(以下「休業者」という。)が法第二十五条第一項の状態にあることの認定(以下「失業の認定」という。)及びこれに係る基本手当 (以下「手当」という。) の支給は、 休

の提出を受けたものが行う の当時の住所若しくは居所を管轄する公共職業安定所の長又は休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長であつて、第十一条第一項の規定により雇用保険被保険者休業票の提出を受け雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十条の三第一項の規定による手当の支給を請求する者について行う死亡した休業者に係る失業の認定及びこれに係る手当の支給は、休業者の死亡

(休業の確認の手続)

賃金の額を証明することができる書類を添えて休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出してしなければならない。 当該指定日の翌日以後の日であるときは、その休業の最初の日)から三十日以内に、 指定日の翌日以後の日であるときは、その休業の最初の日)から三十日以内に、雇用保険被保険者休業証明書(様式第一号)(以下「休業証明書」という。)に賃金台帳その他の休業の日前(休業の確認の申請は、当該激甚災害について法第二条第二項の規定による指定(法第二十五条に規定する措置に係るものに限る。)があつた日(以下「指定日」という。)(休業の最初の日

前項の申請は、事業主を通じて行なうことができる。

2 事業主は、その雇用している被保険者が当該事業所が激甚災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至つた場合において、 その者が休業の確認の申

をするため休業証明書の交付を求めたときは、これをその者に交付しなければならない。

第三条 公共職業安定所長は、休業の確認をしたときは、雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号。以下「規則」という。)第十七条の離職票(以下「離職票」という。)に替えて雇用保険4 第一項の申請は、事業主の所在が明らかでないことその他やむを得ない理由があるときは、休業証明書を提出しないですることができる。 被保険者休業票(様式第二号)(以下「休業票」という。)を当該休業の確認に係る者に交付するとともに、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

公共職業安定所長は、法第二十五条第一項の休業の事実がないと認めたときは、その旨を、当該休業の確認の申請をした者及び当該事業主に通知しなければならない

(受給資格決定の手続)

ない。この場合において、休業者は個人番号カードを提示して休業票の提出を行うことができる。 休業者は、手当の支給を受けようとするときは、住所若しくは居所を管轄する公共職業安定所又は休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に出頭し、 休業票を提出しなければなら

るときは、その旨をあわせて届け出なければならない。 前項の規定により休業票を提出する際に、当該休業者が法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日(以下「指定期日」という。)までの間に従前の事業主との雇用関係が終了している者であ

第五条 前条第一項の規定により休業票の提出を受けた公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)の長は、その休業票を提出した者が雇用保険法第十三条第一項(同条第二項において 読み替えて適用する場合を含む。)の規定に該当すると認めたときは、その者が次条第四項の規定により同条第一項の認定を受けるべき日(以下「失業の認定日」という。)を定め、これをその 給資格通知(規則第十九条第三項に規定する受給資格通知をいう。以下同じ。)の交付を希望するものにあつては、受給資格通知)に必要な事項を記載した上、交付しなければならない。 に知らせるとともに、受給資格者証(規則第十七条の二第一項第一号に規定する受給資格者証をいう。以下同じ。)(個人番号カードを提示して前条第一項の規定による提出をした者であつて、 受者

る提出をした場合にあつては、受給資格通知)を交付しないことができる。 かつ、その後引き続き当該事業主に被保険者として雇用されている者であるときは、前項の規定にかかわらず、その者については受給資格者証 管轄公共職業安定所の長は、前条第一項の規定により休業票を提出した者がその休業票を提出した日以前において法第二十五条第六項の規定により従前の事業主に雇用されたものとみなされ、 (個人番号カードを提示して前条第一項の規定によ

受けることができる。 受けるため必要があるときは、 前項の規定により受給資格者証(個人番号カードを提示して前条第一項の規定による提出をした場合にあつては、受給資格通知)の交付がなされなかつた休業者は、基本手当又は手当の支給を いつでも、管轄公共職業安定所の長に請求して、 受給資格者証 (個人番号カードを提示して同項の規定による提出をした場合にあつては、 受給資格通知) の交付を

第六条 休業者は、手当の支給を受けるには、第二項から第五項までに定めるところにより管轄公共職業安定所に出頭し、失業の認定を受けなければならない。

内に管轄公共職業安定所に出頭して休業票を提出しない場合においては、当該期間に係る失業の認定は、行わない。 失業の認定のうち、休業者が休業票を提出した日前の期間に係るものについては、その日において一括して行うものとする。ただし、その者が休業票の交付を受けた日から起算して二十八日

て十四日以内に管轄公共職業安定所に出頭し、休業票を提出したときは、前項ただし書の規定は、適用しない。 やむを得ない理由により休業票の交付を受けた日から起算して二十八日以内に管轄公共職業安定所に出頭して休業票を提出しなかつた場合において、 その理由がやんだ日から起算し

失業の認定のうち 休業者が休業票を提出した日以後の期間に係るものについては、その日から起算して四週間に一 回ずつ行うものとする

4

3

休業者は、前項の規定による失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に管轄公共職業安定所に出頭し、 個人番号カードを提示)しなければならない。 受給資格者証を提出 (当該休業者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつて

(待期に関する特例)

第七条 手当は、失業している日が通算して七日に満たない間は、 支給しない。

2 第六条第四項の失業の認定に係る手当は、管轄公共職業安定所において、四週間に一回、その日前の二十八日分(失業の認定を受けなかつた日分を除く。)を支給する。第八条 第六条第二項の失業の認定に係る手当は、管轄公共職業安定所において、その失業の認定の日から二十八日以内に、失業の認定を受けなかつた日分を除き一括して支給する。

(離職前の休業に係る失業の認定等)

のは、当該休業の確認に基づく手当の支給を受けようとするときは、第四条第一項の規定にかかわらずその者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭し、休業票を提出(受給資格者証を1九条 事業所が激甚災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業し、その後離職した被保険者であつて、その離職の日の翌日以後において休業の確認を受けたも 保管する者にあつては、併せてその受給資格者証を提出(受給資格通知を受けた者にあつては、個人番号カードを提示))しなければならない (受給資格者証を

を記載した上、交付)しなければならない。 公共職業安定所長は、前項の規定により提出を受けた受給資格者証に必要な改訂をした上、返付(前項の規定により個人番号カードの提示を受けた場合にあつては、受給資格通知に必要な事項

(休業者の離職に関する届出)

第十条 第四条第一項の規定により休業票を提出した休業者は、その後指定期日までの間において、 け出なければならない。 従前の事業主との雇用関係が終了したときは、その旨をすみやかに管轄公共職業安定所の長に届

(未支給求職者給付の特例)

第十一条 休業者が死亡したために第四条第一項又は第九条第一項の規定により休業票を提出できなかつた場合において、雇用保険法第十条の三第一項の規定による手当の支給を請求しようとする ればならない。 時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に限る。)に出頭し、規則第十七条の二第一項の未支給失業等給付請求書に休業票を添えて提出した上、死亡した休業者について失業の認定を受けなけ ため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業し、その後離職した被保険者であつて、その離職の日の翌日以後において休業の確認を受けたものについては、その者の死亡の当 者(以下「未支給給付請求者」という。)は、休業者の死亡の当時の住所若しくは居所を管轄する公共職業安定所又は休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(事業所が激甚災害を受けた

第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第一項の請求は、休業者の死亡の日が当該休業者が休業票の交付を受けた日から起算して二十八日以内の日(当該休業者が、やむを得ない理由により休業票の交付を受けた日から起算して二十第一項の場合における規則第十七条の二第一項の規定の適用については、同項第一号中「受給資格者証」とあるのは、「受給資格者証(受給資格者証を保管する場合に限る。)」とする。

求職者給付の支給の特例に関する省令(昭和三十九年労働省令第十八号)第十一条第一項の」と読み替えるものとする。 八日以内に管轄公共職業安定所に出頭して休業票を提出しなかつた場合においては、当該理由がやんだ日から起算して十四日以内)でないときは、することができない。 規則第十七条の三の規定は、第一項の未支給給付請求者に対する手当の支給について準用する。この場合において、同条中「死亡者に係る」とあるのは、「激甚災害時における雇用保険法による

(高年齢被保険者等に関する特例)

第十二条 法第二十五条第七項に規定する場合における同項に規定する高年齢被保険者等以外の被保険者とみなされた雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者と従前の事業主と えるときは、算定基礎日数)を差し引いた日数に相当する日数」とする。 いう。)から激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二十五条第一項の規定による基本手当の支給を受けた日数(その日数が算定基礎日数を超 の雇用関係が終了した日後におけるその者に関する雇用保険法第三十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「日数)」とあるのは、「日数とし、以下この項において「算定基礎日 「数」と

用関係が終了した日後におけるその者に関する雇用保険法第四十条第一項の規定の適用については、同項中「三十日分(第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数(法第二十五条第七項に規定する場合における同項に規定する高年齢被保険者等以外の被保険者とみなされた雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者と従前の事業主との雇 の支給を受けた日数(その日数が算定基礎日数を超えるときは、算定基礎日数)を差し引いた日数に相当する日数分」とする。 日数とし、以下この項において「算定基礎日数」という。)から激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二十五条第一項の規定による基本手当 が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分)」とあるのは、「三十日(第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その 法第二十五条第七項に規定する場合における同項に規定する高年齢被保険者等以外の被保険者とみなされた雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者と従前の事業主との

(施行期日等)

第一条 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十九年六月十六日から適用する。

雇用保険法附則第八条の規定により同法第四十条第一項の規定を読み替えて適用する場合における第十二条第二項の規定の適用については、 同項中「三十日」とあるのは、 「四十日」

この省令は、公布の日から施行する。附 則 (昭和四七年四月二八日労 (昭和四七年四月二八日労働省令第一五号) 抄

(昭和五〇年三月二五日労働省令第六号)

附

1の省令は、雇用保険法の施行の日(昭和五十年四月一日)から施行する。 抄

(昭和五六年四月一五日労働省令第一七号)

この省令は、昭和五十六年七月六日から施行する。

(昭和五九年九月一二日労働省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十九年八月一日から適用する

改正後の激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令第二条第一項の規定による雇用保険被保険者休業証明書及び同令第三条第一項の規定による雇用保険被保険

当分の間、それぞれ従前の様式によることができる。 (平成元年九月三〇日労働省令第三二号)

この省令は、平成元年十月一日から施行する。

1

2

2 令第三条第 改正後の激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令第二条第一項の規定による雇用保険被保険者休業証明書 一項の規定による雇用保険被保険者休業票(同令様式第二号(2)によるものに限る。)は、当分の間、 それぞれ従前の様式によることができる。 (同令様式第 一 号 (2)によるものに限る。)及び同

(平成七年一月二三日労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

(施行期日) 則 (平成一五年四月三〇日厚生労働省令第八二号) 抄

第一条 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十一号)の施行の日から施行する。 附 則 (平成一六年三月二九日厚生労働省令第五三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一九年七月二三日厚生労働省令第九七号)

1

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。 (施行期日)

抄

(施行期日) 附 則 (平成二一年三月三一日厚生労働省令第七七号) 抄

第一条 この省令は、平成二十一年三月三十一日から施行する。 附 則 (平成二八年八月二日厚生労働省令第一三七号) 抄

一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

みなす。 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、 当分の間、 これを取り繕って使用することができる。

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものと

則 (令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 **第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(令和四年九月一五日厚生労働省令第一三〇号)

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

様式第1号(第2条関係)(1)(表面) 雇用保険被保険者休業証明書—1	標準 字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9										
帳票種別 1 0 1 0 3 ※修正項目番号	※①安定所番号 ——										
②被保険者番号 ③事業所番号 休業者氏名 性別 生年月日(元号— 事業所名略称 【1 男】	(4)被保険者となった年月日 管轄区分 (被保険者区分変更年月日) 年月日) (2 大正) 取得時(変更後) (愛種類・区分 3 昭和 4 平成 5 令和) (1又は9 一般 4 Y以は5 高年齢 2又は3 短 期 11 高年齢(65歳以上)										
⑤休業年月日の前日 ⑥喪失原因 日 日	⑦休業票交付希望 ※⑧休業時被種類 (3季節) ——										
⑨休業者の住所又は居所 (事業再開予定年月日 ⑩休業期間の就業及び負債 ⑩被害状況の概要 年月日 0	香 午 月 日まで 年 月 日まで										
②1週間の所 定労働時間 () 時間()分)											
上記記載は、事実と相違ないことを証明します。なお、別紙賃金支払: 住 所 事業主 氏 名 電話番号	状況を添付いたします。 体業票 受領印 年 月 日 交付番号 公共職業安定所長 殿										
佐代年月月,担山华气孝。	話番号 交付年月日										
※ 所 次 課 係 長 長 長 長	機作者 考確認通知 年 月 日										

様式第1号(第2条関係)(1)(裏面)

注 意

- 1 □□□□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には 該当番号を記入し、※印の付いた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字の標準字体により明りように記載すること。
- 4 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。
- 5 ⑤欄には、休業の事実のあつた年月日の前日を記載すること。なお、年、月又は 日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。
- 6 ⑨欄には、休業後の住所又は居所が明らかであるときは、その住所又は居所を記載し、その住所又は居所が明らかでないときは、休業時の住所又は居所を記載すること。
- 7 ⑫欄には、「休業者氏名」欄に印字されている者の⑤欄に記載した年月日現在の1週間の所定労働時間を記載すること。

様式第1号(第2条関係)(2)

雇用保険被保険者休業証明書—2(賃金支払状況)

①被保険	者番号						-		3	フリス	ガナ						4		年丿	月日
②事業所	香号						-	-	休	業者」	モ 名						休 年月日	7		
_	名称											6	. A. →	Ŧ		•				
	所在地 話番号											休業者所又は		官	記話番	号()	_		
⑦(休業理由)・・・・・具体的な事情を記載すること。												8			左	F	月			から
× 0 €11	旧書の言	44 F3	-ele	r(中) z +口(中)	ks1 s ≻ 1.	≠. ⇒	T 0 1 1	.	-			休業其	打 [自]		左	F	月		日	まで
	ガ音の言 業主 H		、手	「実に相違っ	TV, _ C	全市	止り し	ノエ	9 0		*	・休業票3		4平	. п.	左	F	月		日
争:	亲土 日	V-H												付番						番)
① ½tz	(尺)公字:			を の 前 対象期間	100	. Ē	前 1	年	三間	の	賃	金支	払	(13)	没 賃	等金	額			
(A) 一般				(B) 短期	⑨の期		(11)					① ①	-	(I)	貝	<u> ZT</u>	. 假		14)	مد
休業の日		月日	٠	雇用特例 被保険者	見业人	払	貨	重金	支払対	対象期	間	基礎日数	A	D	(1	B	計		佣	考
月	_{日~} 休				基礎日			1	п.	休業	の日									
月	H ~ σ	前	日	就業月		日	月	-	н∼	の前	ĵΕ	1 1								
月	日~	月	日	月		日	月		日~	月	H	I B								
月	日~	月	日	月		日	月	l	日~	月	日	I B								
月	日~	月	日	月		日	月	l	日~	月	日	I B								
月	目~	月	日	月		日	月		∃~	月	日	П П								
月	日~	月	日	月		日	月		日~	月	日	I B								
月	日~	月	日	月		日	月		日~	月	日	I B								
月	∃~	月	日	月		日	月		日~	月	日	I B								
月	∃~	月	日	月		日	月		日~	月	日	I B								
月	日~	月	目	月		目	月		日~	月	日	I B								
月	日~	月	目	月		目	月		日~	月	日	I B								
月	日~	月	目	月		目	月		日~	月	日	I B								
月	日~	月	目	月		目	月		日~	月	日	I B								
⑤賃金に する特記 項					ı		II.									確認	を請求	する	,) _o	
※公共職業安定所記載欄																				

社会保険	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏	名	電	話	番	号
/J 1/7 I							
記載欄							

蒙式第2号(第3条関係)(1)(表面) 交付番号() 交付年月日)	雇用保険被保険者休業票-	1
帳票種別 1 0 2 0 0	※修正項目番号	※①安定所番号
②被保険者番号	③被保険者となった年月日 ④休業年月日の前日 性別 生年月日(元号-年月日) 1 男 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	⑤被保険者種類・区分 ⑥再交付表示 【1又は9 一般 4又は5 高年齢 2又は3 短期 11 高年齢 喪失原因 (65歳以上)
事業所番号	管轄区分 事業所名略称	産業分類

*					⑧認定日										
		⑦受給資格等決	⑨認定予(高年齢												
		h . 40	目												
	⑩賃金日額(区分-日	額又は総額)	の決定 区分	12休	業区分										
	⑩賃金日額(区分ー日額又は総額) 区分 に係る対象者区分 ⑫休業区分 1 日														
	③特殊表示区分又は激甚指定期限日 ・ ④番号複数取得チェック不要														
			アエン	ソク・リ こが、調	ヘトか四人 査の結果、	'									
	Wr T 188		同一月	しでなか	つた場合に	-									
	修正欄			を記入す	けること。)	F								
								+-4-	エンレ かたぐれ	□ 465					
L								基本手当 等級・日額 ()等級()円							
							戸	斤定;	合付日数()目					
							3	と 給	番号()					
備															
考							公共職業	安定	₹所長 €	Ð					
\•/								1							
*	所次	課	係			操			受給資						
				係		作			格者証受領印						
	長長	長	長			者			又则印						
		~	^					I							

様式第2号(1)(裏面)

注 意

- 1. 基本手当は、受給資格者が労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給するものであること。
- 2. 休業者が、基本手当の支給を受けようとするときは、住所若しくは居所を管轄する公共職業安定所又は休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所のいずれかに出頭し、この休業票—1及び休業票—2(別紙)を提出すること。
- 3. 休業者が、死亡したため2によりこの休業票—1及び休業票—2(別紙)を公共職業安定所に提出できなかった場合において、遺族が基本手当の支給を受けようとするときは、休業者が死亡した際の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所のいずれかに出頭しこの休業票—1及び休業票—2(別紙)を提出すること。
- 4. 基本手当の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4 年間は大切に保管すること。
- 5. この休業票—1を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。

様式第2号(2)(第3条関係)

雇用保険被保険者休業票-2(賃金支払状況)

①被保険者	番号			-				-	3	フ	リガ	ナ					4 休) - *#	元号	年月	目目
②事業所番	\$ 号			-				-	休	業:	者氏	名						三月日	7		
⑤ 名事業所 所存	称												⑥ 休業者	DA;	Ŧ		•		•	•	
事未別 別15 電話													所又は		電	話番号	<u> </u>)	_		
⑦(休業理由)・・・・・具体的な事情を記載すること。													8	# FF		年		月			よみり
													休業期付けで		1.7-1	年 大業		月		H	まで
	主所							番号					賃金支			ある。					
サポエ 氏名 公共職業安定 休業の前日以前1年間の賃金支払状況等													叶長	即							
① 被保険者期間算定対象期間 ⑪																					
A 一般被				B 短期	⑨の; にお	期間	(II)	任人	士+/ -	いな	#田月日		①の							_	±z.
休業の日	月	日		雇用特例 被保険者	賃金基礎	支払						基礎日数	A		B		計		備	考	
月日	~休	業の	日	最後の	- 基 ル	日		月	H ~	休	業の	目	B								
	の	前	日	就業月						の	前	H									
月日	~	月	日	月		日	,	月 ——	日~		月	日	日								
月 日	~	月	日	月		日	J	月	日~		月	日	日								
月 日	~	月	日	月		目	J	月	目~		月	目	目								
月 日	~	月	日	月		日	J	月	∄~		月	日	日								
月 日	~	月	日	月		日	J	月	∄~		月	日	日								
月 日	~	月	日	月		日	J	月	∄~		月	日	日								
月 日	~	月	日	月		日	ر	月	日~		月	日	目								
月 日	~	月	目	月		日	J	月	目~		月	目	目								
月 日	~	月	日	月		日	J	月	日~		月	日	日								
月 日	~	月	日	月		日	J	月	日~		月	日	日								
月 日	~	月	日	月		日	J	月	日~		月	日	日								
月 日	~	月	日	月		日	J	月	日~		月	日	目								
⑤賃金に関 する特記事 項																					
※安定所記 ※安定所記																					

- 注意
 北京 北京
- るものであること。 2. 休業者が基本手当の支給を受けようとするときは、住所若しくは居所を管轄する公共職業安定所又は、休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所のいずれかに出頭し、この休業票-2及び休業票-1(別紙)を提出すること。 3. 休業者が死亡したため、2によりこの休業票-2及び休業票-1(別紙)を公共職業安定所に提出できなかった場合において、遺族が基本手当の支給を受けようとするときは、休業者が死亡した際の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所のいずれかに出頭し、この休業票-2及び休業票-1(別紙)を提出すること。
- 4. 基本手当の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は大切に保管すること。
- 5. この休業票-2を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。